

新・要説不動産鑑定評価基準 (2766)

【正誤のお知らせ】

平成 20 年 2 月 14 日

(株)住宅新報社 法律・資格図書編集部

TEL.03-3504-0361

【正誤】上記書籍に、以下のような記述の誤りがありましたので、訂正いたします。

記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P10 下 9 行目	D C F 法等の適用等	D C F 法の適用等
P150 上 12 行目	建物等の撤去費	建物等の撤去費
P151 上 4 行目	建物等の撤去費	建物等の撤去費
P230 上 7 行目	不動産鑑定士等	不動産鑑定士
P318 の 5 か所	デッド	デット
P332 上 1 行目	D C F 法等の適用等	D C F 法の適用等
P337 下 3 行目	付属	附属
P345 上 5 行目	預かり	預り
P345 上 14 行目	稼働安定期	稼働安定期
P351 上 5 行目	一時金（預り金）の運用益は、	一時金（預り金）は、
P417 上 12 行目	益を生ずる不動産取引証券化対象不動産の鑑定評価は、この章の定めるところに従って行わなければならない。 この場合において、～	益を生ずる不動産取引（改行）証券化対象不動産の鑑定評価は、この章の定めるところに従って行わなければならない。 この場合において、～
P420 下 2 行目	適用することより	適用することにより
P422 上 5 行目	付属	附属
P422 下 7 行目	預かり	預り